

**平成 30 年度 熊本市 子ども子育て支援新制度  
保育所・認定こども園等の保育認定(2号・3号認定) 利用者負担額(保育料) (月額)**

(円)

階層区分		3号認定 (3歳未満)		2号認定 (3歳以上)	
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
①	生活保護世帯	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	4,000	4,000	3,000	3,000
③-1	市民税所得割額 24,300 円未満	10,000	9,900	7,500	7,400
③-2	24,300 円以上 48,600 円未満	12,000	11,800	9,500	9,300
④-1	48,600 円以上 65,000 円未満	16,000	15,700	12,000	11,800
④-2	65,000 円以上 81,000 円未満	22,500	22,100	20,000	19,700
④-3	81,000 円以上 97,000 円未満	27,500	27,100	24,500	24,100
⑤-1	97,000 円以上 121,000 円未満	33,000	32,500	28,000	27,500
⑤-2	121,000 円以上 145,000 円未満	34,500	34,000	28,500	28,000
⑤-3	145,000 円以上 169,000 円未満	38,000	37,400	29,000	28,500
⑥-1	169,000 円以上 213,000 円未満	45,000	44,300	29,500	29,000
⑥-2	213,000 円以上 257,000 円未満	47,000	46,200	30,500	30,000
⑥-3	257,000 円以上 301,000 円未満	50,000	49,200	31,000	30,500
⑦-1	301,000 円以上 349,000 円未満	53,000	52,200	32,000	31,400
⑦-2	349,000 円以上 397,000 円未満	55,000	54,100	32,500	31,900
⑧	397,000 円以上	58,000	57,000	33,000	32,400

注 1 表中の年齢については、平成 30 年 3 月 31 日現在の満年齢により決定します。

注 2 階層区分は、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月から翌年 3 月は当年度分の市民税所得割額により決定します。

注 3 市民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

注 4 同一世帯の 2 人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合には、2 人目の児童については半額に、また、3 人目以降の児童については無料となります。

市民税所得割額 5 7, 7 0 0 円未満（階層②～④-1 の一部）の世帯については、地方税法上の扶養親族（兄・姉）がいる場合には、上の子の年齢を問わず 2 人目の児童については半額に、また、3 人目以降の児童については無料となります。

なお、市民税非課税世帯（階層②）については、2 人目以降の児童は無料となります。

注 5 同一世帯に、保護者が同じ 1 8 歳未満の児童が 3 人以上いる場合、3 人目以降の 3 歳未満で入所する場合その児童については無料となります。

注 6 母子（父子）世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯等については、②階層となった場合には無料、また、市民税所得割額が 7 7, 1 0 1 円未満（本市階層③-1～④-2 の一部）の場合、1 人目は 2 号認定については 3, 0 0 0 円、3 号認定については 4, 0 0 0 円となり、2 人目以降は無料となります。

注 7 この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。

**○保育所・認定こども園への申込等に関するお問い合わせ先**

各区役所	保健子ども課
中央区	096-328-2421
東区	096-367-9130
西区	096-329-6838
南区	096-357-4135
北区	096-272-1104

市役所保育幼稚園課
096-328-2568